

被扶養者の要件を欠いたときは、 認定取消手続を忘れずに行ってください

アルバイト・パート収入等による収入限度額の超過や、就職等により被扶養者としての要件を欠いたときは、速やかに認定取消手続を行ってください。

取消日以降に医療機関を受診していた場合、共済組合が負担した医療費を返還していただきます。取消手続が遅れると、返還額が高額となることがありますのでご注意ください。



1 被扶養者が複数の健康保険証を持っていませんか？

- ほかの健康保険組合に加入したときは、取消手続を行ってください。
パート・アルバイト、非常勤講師等であっても、健康保険に加入する場合がありますのでご注意ください。

2 被扶養者の収入が限度額以上になっていませんか？

パート・アルバイト等の収入がある方

被扶養者の収入限度額は、**年額130万円・月額108,334円**です※。

※年金受給者の収入限度額については、次の「年金額が決定した方・改定された方」を参照してください。

- 月額収入が3か月連続して108,334円以上となった段階で、今後年額130万円以上となる収入が見込まれると判断します。取消手続を行ってください。
- 上記に該当していなくても、年額収入が130万円以上となったときは、取消手続を行ってください。
年額とは暦年や年度ではなく、ある月から12か月分の合計額で判断します。(例:令和3年10月から令和4年9月)
- 雇用されたときから月額収入限度額以上となる給料の支給が決まっている場合は、雇用されたときから認定取消となります。取消手続を行ってください。

年金額が決定した方・改定された方

60歳以上で年金(遺族・障害年金を含む)を受給している方、60歳未満で障害年金を受給している方の収入限度額は**年額180万円・月額150,000円**です。

- 年額180万円以上の収入額となること決定したときは、取消手続を行ってください。

3 扶養替えが必要ではありませんか？

夫婦共働きで子どもを扶養している方

- 組合員よりも配偶者の収入が多く、その差額が配偶者の収入の1割を超えたときは、取消手続を行い扶養替えしてください。

4 その他の取消事由にご注意ください。

- 令和2年4月1日から被扶養者の「国内居住要件」が追加されました。
扶養している家族が外国に居住しており、例外事由に該当しない場合は認定取消となります。
- 家族の収入が大きく変動したとき、収入形態が変わったとき、同居していた家族が別居したときなどは、認定取消に該当することがあります。

詳細は、所属所の共済事務担当者へ
お問合せください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826

